

清代の告示にみる女性の行動空間に
関する規範

五味知子

Women's action space models in public notices during the Qing dynasty—————

This paper reports on public notices related to the action space separation of the sexes during the Qing dynasty. Public notices often said that theatergoing and pilgrimages to temples and shrines by women provoked congestion of the sexes and that these acts would harm social order. With regard to labor, local magistrates recommended that men cultivate in the fields while women spin and weave in their houses. Some local magistrates actually founded schools to teach spinning and weaving to women. However, I did not find any completely negative comments about women's outdoor labor in the public notices. Since local magistrates believed that the difficulty of labor would lead to virtuousness while laziness would cause evil intentions. Local magistrates did not always think that women's outdoor labor was negative if these women worked hard for their family.

はじめに

儒教の經典の一つである『礼記』には、男女の別（はじめ）は家庭内の秩序や社会の秩序を保つために不可欠のものであると記されている^一。『礼記』の内則によれば、七歳^二になったら男女は同席させず、同じ食器からは食べさせない^三。女子は一〇歳になると、つねに家の奥にいて、外には出ない^四。女子は紡織をし、衣服を作る^五。家の作りも来客を通すような「外」の区域と、女性が主に過^六す「内」の区域を分け、男性は「外」、女性は「内」にいるようにする^六。男女がそれぞれにふさわしい場所でふさわしいとされる行動を取ることで、家庭の秩序が保たれると考えられていた。

男女の行動空間を分けることで秩序が維持できるという理念は、清代の中国においても引き継がれていた。男女は家の外は無論のこと、家の中でも夫婦や親子以外は、それぞれ別の空間で過^七すほうが望ましいとされていた。しかし、裁判史料を見れば、庶民女性の生活は家の中だけに留まらなかった。産婆などの職業に従事する女性のほか、田畑で農作業に従事し、夫が取って来た魚を売り歩く女性の姿も見られる。家の広さや経済状況から見ても、庶民女性が家の中に籠^八って過^九すことは困難だったことは想像に難くない。

では、地方官はこのような現実をどのように見ていたか。地方官の母、妻、娘などは家の奥にある女性の居室で過^{一〇}し、外出するときは輿に乗るなどして、外部の者の目にさらされることなく生活することができたであろう。そのような家庭の中で生活してきた地方官にとって、屋外で活動する庶民女性の姿はどのように映ったのだろうか。女性としてあるべき理想の姿と外れていると考えただろうか。その一方、地方官には庶民は勤労であるべきという

意識もあつたはずである。地方官にとって、徴税は重要な任務であつた。民が勤勞であつてこそ、地方官も任務を果たすことができる。働き方について注文をつけることがあつたとしても、地方官は家計を支えるための女性の労働自体は総じて肯定的に見ていたはずである。

本稿では、雍正年間以降の地方官が女性の行動空間について告示文でいかなる表現をしていたかを分析の対象とする^七。地方官にとって、告示は地域の民衆に働きかける主な手段の一つであつた^八。告示で示された女性の行動空間にかかわる規範は、あくまでも地方官の示したものであり、庶民層の考えや行動実態とは異なる。加えて、清朝の政策を担当地域で実施するために出された告示もあるので、告示の内容に地方官個々の考え方が必ずしも反映されているとは限らない。とはいえ、それらの政策や理念を打ち出すうえで、どのような告示文を書くかは地方官にゆだねられている。地方官が様々な問題をめぐり、どのように説明をしているのかを見ることで、地方官が女性の行動空間に対して持っていた認識の一端を明らかにする。

一、女性に関連する告示の概要

最初に、告示文の伝達について検討する。告示は紙に書いて役所の壁や関連の場所に掲示するものである。清代には文字の読み書きのできない者も多く、また役所から離れた場所に住んでいる者も多かつた。女性の識字率は男性に比べても低かつたと推測される^九。そこで地方官は、読み聞かせなどを通して、村に住む老若男女にまでその内容を伝えるようにと告示の中に記していた^{一〇}。

書き方も庶民にまでわかるような工夫がなされていた。黄六鴻は「曉諭は簡明なものとし、言葉を飾つてはいけない。婦人や子どもにもわかるものにせよ^{一一}」と述べている。数字ずつのまとまりを作ったり、口語を使つたりして、

わかりやすくした文体の告示もみられる。例えば、張五諱は次のような形式で、女性の犯罪を戒めている。

女性たちは法を犯さないように 犯せば法廷へ行かなければならない／まずは不孝と謀殺・故殺 凌遲処死
ほどむごいものはない／淫蕩な女性は密通し、男を待ちながら艶っぽい化粧をする／熱くなつて共に逃げれば姦拐という罪名だ おとなしく誘拐されて売り飛ばされるのはまことに馬鹿げている／その原因の多くは
夫が年取っているから 或いは子どもすぎるから／そうやって逃げ出して 捕まれば災難が降りかかってくる 誰もが笑って誰の娘のしたことかと尋ねる／父母の心は苦さでいっぱいだ 刑罰を受けるばかりか、悪名も知れ渡る^{二三}

数字ずつの短いまとまりが対になって作られ、かつ口語にちかい易しい言葉で書かれている。庶民にまで内容を伝えようとしていたことがうかがえる。前稿で明らかにしたように、告示は読み聞かせを通じて庶民層にもある程度は伝わっていた^{二三}。特に、危険な場所についての告示などは、人々にも真剣に受け止められたであろう。しかし、現代社会においても、定型的な貼り紙に目をとめる人の数は限られている。それと同じことは、清代の中国でもあったに違いない。本稿では告示文の内容を庶民に漏れなく伝わったものとはとらえていないが、庶民の生活に関する地方官の認識を示す手掛かりとして貴重なものと考えられる。

次に、告示の中の女性に関連する内容を概括する。第一は、溺女に関する内容である。溺女とは、生まれたての女児を水に漬けて殺すことである。貧しくて口減らしをしようとする家庭、跡継ぎとなる男児を早く産むために女児を育てたがらない父母、結婚時の持参財産の負担を回避しようとした家庭などでおこなわれた。溺女を禁止する

告示や、溺女防止のための対策に関する告示が見られる。第二は、裁判に関する告示である。女性は原則として、夫や息子など男性親族を代理人として訴え出ることになってきた。ところが、現実には夫や息子がいても、女性が自分で訴訟を起こすことは多かった。それを批判し、代理人を立てるようにと命じる告示は数多い。また、裁判になった女性関連の事件（女性の誘拐、両親と仲人が主謀者となった結婚詐欺）などに関する告示も見られる。第三は、風俗に関連する告示である。これは女性に限らないが、賭博を禁止するものや、芝居を男女が共に見ることへの批判、婚姻に関連する習俗の乱れの指摘（長期的に女性が実家へ滞在・売妻・寡婦への再婚強制・既婚女性の死亡時に実家が難癖・持参財産や結納をめぐる紛争など）、女性が祭り（迎神賽会）や寺廟に行くことを禁止するものなどである。特に、婦女が寺廟や祭りへ行き、男女が同一空間に在ること、風紀が乱れるとの懸念は、本稿のテーマとのかかわりが深い。第四は、セクシャリテイに関する告示である。娼婦や尼僧による売春の禁止、娼薬や墮胎薬の禁止などである。第五は労働に関する告示である。男性が田畑を耕し、女性が紡織をするという男女分業を勧めるものや、女性の労働時における風俗のみだれを懸念するものなどがあり、これも次節以降で詳しく扱うこととする。

本稿では、女兒の間引きや女性の売買のように、女性が受け身の行為ではなく、芝居や祭りの観覧、寺廟の参詣や女性の労働など、女性の主体的行動にかかわる告示に焦点を当てる。裁判関連の告示にも女性の主体的行動が見られるが、本稿ではそれについては取りあげない^{一四}。

二、芝居・祭り・参詣における「男女混雑」

ここでは、「男女混雑」、「男女混淆」などの言葉が用いられ、男女が一緒の空間に在ることを咎める内容の告示

について扱う。それは主に、芝居や祭り、寺や廟への参詣などに関する告示である。最初に、芝居や演芸に関する告示を見る。芝居に関する告示では、芝居の内容が勸善懲悪や因果応報を説くようなものではないことや、下品であることを懸念するものもあるが、ここでは主に男女の行動空間との関連について検討する^{一五}。

周際華は、夜に演劇をおこなうことを禁じる告示を出している。禁止の理由として、正業につかない者が集まった賭博をするなど、もめごとが起きることのほか「かつ若い女性が化粧をして連れだつて見に行き、女性の仕事を おろそかにしてしまい、「それに対して」年若い軽薄な男性が混雑の中で流し目を送ればみだらな気持ちの始まりとなりかねない」ことを挙げている^{一六}。左輔は、「一つ、齋戯を禁ずる。齋戯は一名を土戯、またの名を白戯といい、最も淫靡で心を迷わせる。男女が一緒に見て、肩と肩がすれあい、踵と踵が触れ合うほどの混みようで、最も風俗を損なう^{一七}」として、芸能の内容のほか、男女が混雑の中で一緒に演芸を見ることにより、体が触れ合うほど接近することになり、風俗が乱れるとしている。裕謙は花鼓^{一八}を禁止する告示において、「無知なる愚民は集団で見に行く。甚だしきは男女が入り混じり、さわがしくごみごみして、おおいに人心や風俗を損なうので、すでに禁令を出して久しいことは記録にある^{一九}」とする。これらの告示は、演劇などの芸能を見に行くと、その場所で男女が入り混じり、みだらな気持ちを起す者が出てきて風俗が乱れるとしている。

芝居を見ることについて、男女が入り混じること以外に、男女の行動空間に関する害を挙げている告示もある。雅爾図は芝居等で「各家の男女が共に芝居の場所において、門戸の取締りがおろそかなれば盗みの心をまねきかねない^{二〇}」、また、男性だけが芝居を見に行った場合にも「男性が外にいて女性が一人でいれば姦淫や誘拐が往々にして発生する^{二一}」としている。

次に祭りについての告示を見る。周際華が祭りについて書いた告示では、「共城の旧俗では毎年正月の間に城の

中の三関と各村鎮が争って祭りをおこない、銅鑼や太鼓が雷鳴か大砲のごとく鳴り響き、男女は入り混じり、村を挙げて熱狂する^{三二}として、祭りを減らすように勧告している。左輔は「一に、迎神賽会を禁ず…男女が雑踏し、色目を使い、財産を浪費し、心を惑わすことは最も甚だしい^{三三}」と述べる。

第三に、宗教にかかわる事柄(寺・廟への参詣や宗教行事)について検討する。明代、清代の儒教に基づく政治は宗教を官民から引き離し、社会から孤立させようとした^{三四}。その政策は僧侶を寺院内にとどまらせ、一般庶民への教化活動をなるべく行わせないというものだった^{三五}。告示における僧侶や尼僧は「悪い」イメージで描かれていることが多い^{三六}。特に、尼僧は結婚して家庭を作るといふ女性のあるべき姿から逸脱しているとされ、乾隆帝は四十歳未満の女性の出家を厳禁し、加えてすでに寺や庵にいる者も、受戒を望まないのであれば還俗させるように命じた^{三七}。このような方針を受けて出された地方官の告示は次のようである。李璋煜の告示「通飭查辦尼菴示」には、次のようにある。

孟子は次のように述べている。女性は生まれながらに家庭を持つことを願っている。「娘の結婚を願う」父母の心は皆が持っているものだ。幼女や若い女性を出家させるのはたとえ「彼女たちが」戒律を守ったとしても倫理に反する。もし自制できなければいかなる結果になるか考えてみるがよい。父母たるものは心に尋ねてみて安らかか否か、忍びうるか否か。告示に示した後、三カ月の間に三十歳以下の尼僧は剃髪の有無にかかわらず一切還俗させ、親族のある者は親族が引き取って配偶者を見つける。「女の子を」老尼に売った時の契約書は無効とし、「老尼が親族に身売りの」代金を返させることは許さない。親族がない者は官に申請し、あるいは住職や尼僧が責任を持って配偶者を選ぶ。一人も「庵に」留めておくことを許さない^{三八}。

この告示においては、女性は家庭を持つべきであり、出家することは倫理に反するとしている。この告示には、尼が托鉢をして歩き男女のけじめがないことを危ぶむ文章もあるのだが^{二九}、ここに挙げた部分では、たとえ男女のけじめが守られていたとしても、女性のいる場所は家庭でなければならないという考えが示されている。次に、庶民女性の参詣について見ていく。女性の寺院参詣の禁止は、『大清律例』に規定されていた^{三〇}。

もし官や軍、民の家が、妻女をほしのままに寺や廟に出入りして焼香させておくのならば、笞四十とし、夫か息子を罰する。夫や息子がない場合は、その罪は女性にあり、女性が処罰される。寺観神廟の住持や門番でそれを禁止しなかつた者も同罪である。^{三一}

法律に規定があるとはいえ、それが実際に参詣を抑止したかといえ、きわめて疑わしい。実際に、参詣した女性がこの規定をもつて摘発されたことはほとんどなかつただろう。何素花氏は、民間の女性が寺を訪れて焼香することを禁止する政策と、実際の女性たちの盛んな宗教活動の間に大きな隔たりがあつたことを明らかにしている^{三二}。何素花氏が紹介する乾隆五三年の事例では、西峰寺に病氣治療で名高い法名を了義という女性（俗名は張李氏）がいて、男女が頻繁に訪れていた^{三三}。その信奉者の中には元大学士の三宝の亡き息子の妻や戸部員外郎の恒慶の妻もいた。この二人の女性は西峰寺に大金を寄付し、自らの下女を寺に住まわせて了義に任せさせていた。三宝の嫁は自ら参詣もしていた。この寺が摘発されたことで、現任の戸部員外郎は解任された。

この事例では、あまりにも西峰寺の人氣が高く、官員が大金を寄付したり、民衆が頻繁に訪れたりしたために目立ちすぎて摘発されたものと思われる。一般的な寺院にはその可能性は低かつたからこそ、官員の家族がこのよう

に明確に信仰心を明らかにしていたと考えられる。まして、一般庶民が寺や廟を参詣して摘発される可能性はほとんどなかっただろう。

告示では、庶民女性が寺や廟を訪れることにはいかなる害があると説明していただろうか。李璋煜は、一般の女性が廟を訪れて焼香することについては次のように述べている。

本代理知府が風聞したところでは、当地では婦女が入廟して焼香することが甚だ多い。かつて禁令を出したことは記録にある。これはみな、あやしい僧侶、悪い道士、みだらな尼僧が禍福の説をなして、女性をまどわせ、お金を騙り取るからである。三四

李璋煜は、一般の女性が入廟して焼香するのは、悪い僧侶、道士、尼僧などに騙されているからだとしている。李璋煜が懸念しているのは、廟や寺などにいる宗教者によって女性が騙されることであるが、一般の男女が入り混じることによる害を懸念している告示もある。雅爾図は次のように述べている。

毎年正月・二月の間におよそ千人が集団となり、まずは省城の城隍廟へ行き、祈りを捧げ焼香をする。これを掛号という。その後で四方へ分散し、いたるところへ訪れ、山上の寺廟を参詣し、男女がこったがえし、姦淫や窃盗が百出する。三五

この告示では、千人前後の人々が集団となっており、廟を訪れて焼香することに一般庶民がまったく躊躇してい

ない様子がかがえる。それに対して、雅爾図は男女が同じ空間にこったがえすことで、姦淫や窃盜が起きると警告を発している。雅爾図の出した別の告示においては、このような季節性のある行事としての参詣ではなく、日常における参詣や僧舎への出入について述べている。

そもそも女性は道理として女性の部屋で静かに過ごし、紡績に励むべきである。もし廟に入り焼香すれば、男女は混雑し、僧侶、道士や不良少年は往々にして機会に乗じて騙したり誘惑したり誘拐して逃げたりする。さらには故意に押し合いへしあいしたり下品なことを言ったりからかったりして、様々に侮辱する。：おまえたが家の大小にかかわらず、家事を切りまわし、紡績など各々女性の仕事に励めば、収入は限られていても自分の衣食をまかなうことはできるだろう。もし気ままに遊びに行き、僧舎に出入りして、万一汚されるようなことがあれば世の終わりまで恥じ入ることとなり、なんじの父も夫も故郷に顔向けできない。かつ醜名は消えにくいが悪行は伝わりやすく、子や孫までも恥となる。三六

この文章で主に警戒しているのは、一般の男女の間で流し目などを送りあうことではなく、僧侶、道士や不良少年が女性を誘惑することである。女性が寺に出入りして身を汚されるようなことがあれば子孫までも恥となると警告している。

加持祈祷の会をおこなう場合に適用される『大清律例』の規定を、告示に載せている事例もある。それは、「服喪中の家が加持祈祷をおこない精進料理を食べるときに、もし男女が入り混じったり（重点はここにある）、酒を飲んだり肉を食べたりした場合、家長は杖八十三三七」というものだ。寺院や廟といった場所ではなく、一般の家であつ

でも、男女が入り混じるような機会を作ってはいけないというのである。酒を飲んだり肉を食べたりすること比べても、男女が入り混じることを強く警戒している。

ここまで見てきたように、芝居、祭り、宗教的行事や寺院、廟などにおいて男女が同じ空間で入り混じることはどの地方官の告示でも悪いことと捉えられ、禁止の対象になっていた。一方、それらの告示が明らかにする現状からは、村を挙げて祭りに熱狂したり、男女が千人も集まって廟を訪れたり、庶民がそれらの集まりに地方官のよくな男女混雑の悪事という意識を持っていた様子はない。本節で見えてきたのは、娯楽や宗教などの側面であり、庶民にとっては大切な行事でも地方官にとっては必須のものとはいえない。次節以降では、徴税をおこなう地方官にとって重要な意味を持っていた労働について扱う。

三、男耕女織

中国では新石器時代末期の女性の墓から、陶質の紡車が発見されており、「男耕女織」は太古から社会通念となっていた^{三六}。「男耕女織」は漢代になると、儒家の進出とともに強く意識されるようになった^{三九}。男性は耕作をし、女性は採桑、養蚕、紡績、機織、裁縫を担うという性別分業である。この性別分業は男女の行動空間を分けるためにも好都合であった。採桑を除けば、女性に割り当てられたのはほぼ室内でできる仕事だったからである。清代の地方官による告示文においても、男性が耕作をし、女性が紡績や機織をすることが推奨された。周際華は「思うに、民は耕作が根本であり、女性は機織が仕事である^{四〇}。」と述べている。

ただし、「男耕女織」や「男耕女織」という言葉で示される性別分業のモデルがあったとはいっても、実際には

女性は田畑における農作業に欠かせない存在であった。女性が徐々に農作業へのかかわりを減らし、養蚕や綿の紡織に力を注ぐようになったのは、明代後期以降のことであり、「男耕女織」が一般的な農家の労働モデルとして実行了されたのは清代中期以降の江南に限られていた^{四一}。

女性が織る布の種類について見れば、漢代においては絹や麻布だが、清代には綿布が絹布をしのいでいた^{四二}。木綿の栽培には温暖で湿潤な気候が適しており、中国では南方の地域がこれに適していた^{四三}。先述のように、清代中期以降の江南では「男耕女織」が一般的になっていた。ほかの地域の地方官は、江南を見習い、性別分業をおこなうようにという趣旨の告示を出していた。

安徽省の合肥県において、左輔が出した告示は次のようである。

呉では女性は日に三丈の布を織り、「自分の」子どもに着せるほか、それを売って家計の助けとする。おまえたち民婦も紡織に励み、農耕の助けとするように。かつ「綿の」実の油を絞り、油滓を丸めると牛の餌や肥料にもできて、農業に有益である。^{四四}

さらに、同じ告示の中で、蘇州などでは女性は主に養蚕と紡織に従事していると述べ、「お前たち民婦はそれを見習うように^{四五}」とも述べている。木綿の栽培には技術が必要であるため、左輔は「種棉花示」という告示を発して、木綿栽培の技術についても詳しく紹介している^{四六}。栽培に適した土地や肥料の与え方、種まきの仕方、発芽後の世話、間引き、摘み取り、種の採取などである。

このように、紡績の奨励のほか、綿花や桑の栽培を奨励する告示も見られる。では、綿花や桑の栽培を女性がお

こなうことによつて、家の外に出て、他人に顔を見られるおそれはなかつたのだろうか。告示には管見の限り、そのことを危惧する文章は見当たらない。綿花や桑の栽培は男性が担えばよいと考えていたのか、木の手入れ程度の時間は女性が外で働いても問題ないと考えていたのかは不明である。綿の栽培には土地を選ぶ必要があつたため、周際華は「棉を買つて糸を紡げば、費用は少なくともすみ、大きな成果を挙げられる^{四七}」と材料の棉は買うことを勧めている。

紡織をするよう勧めるばかりではなく、紡織の技術を実地に教える取り組みをおこなう地方官も少なくなかつた^{四八}。左輔は嘉慶年間に泗州の署知州を務めた。その際には、紡織を教える女性教師を招いて、管轄地域の女性たちに紡織を学ばせようとした。

また、故郷から女性教習四名を招き、局を設けて、力を尽くして紡織を教えさせている。局を開設してから、わずかに女兒が紡績を学びにきただけで、婦人はほとんど来ないうえにすぐ帰つてしまう。どうして怠けばかりで発奮しないのか。それとも「局に来るのを」避けているのか。局を開いてからは女性教師が常駐して、禁令を出して男性が勝手に入ることは許していない。一切の器具は寄付で備えており、学びに来る者からは一文も取っていない。「家が」近い者は朝来て暮れには帰り、遠い者は局に住んで、女性教師とともに食事をする^{四九}ことができ、何の不便もない。

紡織教習は周際華の告示にもみられる。周際華は道光六年に河南省衛輝府輝県の知県となつた。その際の治績について書いた『共城從政録』には、「本県の県城の西街に機坊を設けて、織機を二台、紡ぎ車を三十台備え付ける。

紡織にたけた者を探して、毎月給与を与えて師とする。貧しい家の女兒で一〇歳から一三歳までの、学ぶ意欲のある者を定員三〇人として、機坊で学ばせる^{五〇}。」と述べている。

女性に紡織を教える理由について、周際華は次のように説明している。第一は、古来より男耕女織は家を治める方法だからである。第二は、女性は暇があると心が乱れてしまい、良からぬことに手を出すようになるが、懲罰を与えるよりも紡織を教えて感化したほうがよいからである。具体的には、「女性の性質は勤労にしなければ乱れてしまうものだ。敬姜が述べる苦勞すれば善い心が生まれ、安樂に過ごせば悪い心が生じるとするのは、自然のなりゆきである^{五一}。」と述べている。

周際華が言及した「敬姜」にかかわるエピソードとは次のようなものだ。敬姜とは、春秋時代の魯の女性である。息子の文伯は魯の宰相となったが、敬姜はなお糸を紡いでいたので、文伯は疑問を抱いた。すると、敬姜は次のように答えた。

昔、聖王は民を配置するときに、瘦せた土地を選び、民が苦勞して土地を使うようにさせた。それゆえに、長く王の天下となったのだ。民は苦勞すれば考えるようになり、考えるようになれば良い心が生まれる。氣楽にしていればわがままになり、わがままになれば善を忘れ、善を忘れれば悪い心が生まれる。沃土の民が無能なのは氣楽だからである。瘦せた土地の民が正しい道理に向かうのは、苦勞しているからである。^{五二}

紡織は女性が家計を助ける手段でもあるが、周際華は宰相の母であった敬姜のエピソードを引くことで、裕福な家の女性であっても紡織に励むべきだとしているのである。ただし、紡織教習の対象は貧しい家の女兒に限っている。

紡織教習関連の告示には、女性の通学を懸念するような文言はないが、通学中には当然他家の人々とすれ違わずであり、裕福な家の女兒が通うようなことは望ましいと考えられていなかったのである。

四、屋外労働

(一) 落穂拾い

農作物の収穫は本来、その土地を耕す者の手によっておこなわれ、耕作者や地主のもとに納められた。農作物を盗むことは当然禁止されていたが、耕作者が収穫を済ませた後の落穂拾いは、貧民や困窮した者がおこなうぶんには、とがめられるものではなかった。拾う落穂とは、主に麦と綿花であった。『詩経』の「大田篇」では寡婦による落穂拾いがうたわれている。ただし、清代には、しばしば落穂拾いに対して禁令が出されている。その理由は、喧嘩や騒動の原因となったり、収穫前の麦を盗み取ったり、強健な女性が自分の仕事を放棄して落穂を拾ったりするからであった^{五三}。

宣統『山東通志』の列女には、落穂拾いをおこなった女性が出てくる。

徐建の妻王氏。家が貧しいうえ、不作となり、夫と息子は遠出して家に帰らず、舅姑は年老いていた。王氏は親戚や近隣の人に乞い求め、僅かな米や干飯を得ると舅姑に捧げ、自分は残ったものだけを食べていた。

麦秋（陰曆四・五月の麦の収穫の頃）に落穂拾いに出かけ、大量に集めると束ねて背負ってきたが、帰り着くと倒れて息絶えてしまった。郷の人は哀れんで彼女を葬った。^{五四}

この女性は寡婦ではないが、夫が遠方において不在という状況の中で、舅姑を養うために落穂拾いをおこなっているため、非難の対象にはなっていない。

次に、落穂拾いと男女の行動空間の関連について考える。落穂拾いは他人の畑でおこなうものであるから、当然その地の耕作者や土地所有者と顔を合わせる可能性もあったはずである。清代中後期の地方官による告示には、女性による落穂拾いについてどのように書かれていただろうか。

雅爾図は次に述べている。

聞くとところによると、近年では次第に放縦になり、乱暴な女性が男女百人程度を引き連れて、地主がやつと刈り取ったばかりなのに、鎌を持って取り囲んだり、まだ刈られていない麦や既に刈られた麦を盗み取ったり、縛って車に載せる時に落ちた穂を地戸（耕作者）に拾わせずに奪いとっている。まことに不法である。五五

「乱暴な女性が男女百人程度を引き連れて」とあるように、落ち穂拾いをしているのは女性だけではない。しかし、この告示で非難しているのは地主を取り囲んだり、地主のものである麦を盗んだりするなどの強引な行動であって、男女が一緒に行動していることではない。

周際華が書いた落ち穂拾い関連の告示は次のようである。

輝県の習俗では老婦・寡婦だけが落穂拾いをするのではなく、若い女性も貧富に関係なく、皆ぶらぶらして

紡織に勤めず、ひとたび麦が熟せば集団となってあぜ道を満たし、平然として恥としない。五六

周際華の告示では、男女が一緒に落穂拾いをおこなうとは書かれていない。しかし、女性だけであっても、貧しくも年老いても寡婦でもない女性が落穂を拾い、紡織に励まないということ在不適切としていることがうかがえる。

張五諱の告示は雅爾図や周際華の告示とは異なり、落穂拾いが男女間の不適切な交流機会となることを危惧するものである。

一、民間では麦が熟して収穫するとき、女性が落穂拾いと称して、人数の多さを恃みとして、強奪し、男女が入り乱れる。一、民間では（棉）花が熟して摘むとき、女性が人数の多さを恃みに強奪する。名づけて閑花という。また男女が入り乱れることもある。……最近では麦や綿花の落穂拾いを女性のすべきことだとして、どこにでも行かせ、誰にでも会わせている。一度目に会ったときには見知らぬ人でも、二度目に会えば顔見知りとなり、自然に恥の心を忘れてしまい、何でもするようになるだろう。五七

張五諱は、落穂を拾うこと自体が問題というよりも、老女・幼女ばかりではなく多くの女性がそれに加わって、男女が顔を会わせることで風紀が乱れることを問題視していた。落穂拾いが口実となって、女性がどこにでも行き、誰にでも会い、しまいには恥を忘れてしまうだろうとしている。だが、雅爾図や周際華は落穂拾いで男女が入り混じることへの懸念は記していない。芝居や寺廟への参詣、祭りなどと違って、家計を助けるための労働は屋外でするものであっても、必ずしも悪く書かれていない。

(二) 屋外労働

落穂拾いや桑の手入れ以外の女性の屋外労働について、地方官がどのように書いていたかを検討する。先ほど落穂拾いについて、張五諱は男女の不適切な交流機会となることを危惧する旨を記していたが、他の屋外労働についてはどう書いていたか。張五諱が江西省の南安府にいた時のことである。南安府の南は広東の南雄州と、北は江西の贛州府と接していて、貨物の往来が盛んなため、人足として働く者が多くいた。そして、人足の中には女性も混ざっていた。また、この女性たちは田畑での農作業にも携わっていた。それについての張五諱の見解は、次のようなものであった。

人足は夏冬を問わず、皆麦藁帽子をかぶり、女性は女性の服装ながら裸足で腿までむき出しにしている。……若い女性が初めて人足の仕事に出る時には、青布を帽子の周りにつけていたので、男女の区別ができるが、そのうちベテランになり、視界を遮ると考えてこの布も取り去ってしまう。……翌年戊申（乾隆五三年）の芒種に私が農業奨励のため、自ら郷村を訪れると、田畑で女性が裸足で働いているのを目にした。考えたのは、冬に帽子をかぶって働いていたあの人足の女性たちのことであった。お供に聞いてみると、自分で自分の田を耕してはいても、それだけでは食べていけないのだという。……土地が痩せていて民が貧しいので、このような状況は仕方ないが、男女が入り混じる中で風紀が乱れて姦通沙汰が起きるのは当然であり、地方官たるものは放置するべきではないと考えた。そこで事が起きたら処罰しようと心づもりをしていたのに、姦通の訴えは皆無である。たいへん不思議に思ったが、世間では皆あやしまないという。なお数ヶ月観察してみると、本当に姦通は行われていない。風紀の乱れは安楽によって念が生じ、念から機が動くことによつ

て起る。あまりにも労働がきつくて疲れきっていれば、何かを考えるような余裕もない。君子は考えることで善心が生まれるが、小人の場合は考えないことで悪心が生まれなくなる。五八

張五緯は男女が野外で入り混じって働けば、必ず姦通が起きると考えていた。ところが、姦通の訴えはなく、實際の様子を見てもそのようなことはなかった。張五緯は考えを改めたが、姦通の起きない理由としては、労働が過酷ならばかえって悪い心が生じないからだと結論づけている。紡織の部分で見た敬姜のエピソードに出てきた苦勞が善心を生むという教訓がここでも引用されているのが興味深い。

これに対して、広西省における李彦章の告示は女性の屋外労働を批判するものである。「男性がのんびりして女性が肉体労働をするのは「本来とは」正反対である。夫がぶらぶらしていれば、女性はすぐに騒ぎを起こす^{五九}」。李彦章はそれを当地の十の弊害の一つとして挙げている。広西省は少数民族や客家の多く居住していた地域であり、女性でも纏足をしないで野外で労働する人が多かった。そのような当地の慣習が李彦章の告示の背景にあることは考慮しなければならない。また、この文章では「男性がのんびり」していることを直すことに重点がある。女性が屋外労働をすることによって、風俗の乱れが起きるといような記述は見られない。女性が勤勞で男性が怠惰であるという状況を変えるための対策としては、「女性は力仕事ができて、紡績を学ばせ、市場にも行かせないよう^{六〇}。」と、はっきり女性の力仕事を止めさせるようなことを書いている。李彦章が問題視している女性の労働は、女性が主体であり、男性の補助ではない。

女性が男性がおこなう耕作を助けるということには、違う意味が付される。李璋煜は「紡織に勤めるにしろ、耕耘を助けるにしろ、厨房の仕事をするにしろ、針仕事を習うにしても、勤勞かつ儉約にしなければならない^{六一}」

と述べており、男性が耕すのを手伝うことをむしろ勧めている。父や夫を手助けして田畑で働くことは、風紀の乱れにはつながりにくいと考えられたためではないか。

本節では、女性による落穂拾いや農作業などの屋外労働に関する告示に焦点を当てた。ここでは、男女が入り混じることへの懸念がまったく書かれなかったわけではないが、芝居や祭り、宗教行事に関する告示に比べればそのような記述は少なかった。加えて、男女が同じ空間にいたとしても労働に勤しんでいれば風俗が乱れないという認識も示されていた。

おわりに

本稿では、庶民の男女の行動空間に関する告示の文章を見てきた。寺廟や芝居などに女性が行くことについては、男女の混雑によって風紀が乱れるとの告示が多い。地方官は、男女が同じ空間に入り混じることのほか、その間に異性間で体が触れ合ったり、色目を送ったりすることで、みだらな気持ちを起こすということを危惧していた。

男女の労働については、男性が田畑での農作業、女性が紡織という分業を勧め、実際に女性を集めて紡織教習をおこなった地方官もいた。しかし、屋外労働についても、全面的に悪行として否定するような記述は見当たらなかった。落穂拾いは他人の畑でおこなわれ、他人と顔を合わせる機会ともなったはずであるが、寡婦や老婦が落穂拾いをするにはいずれの告示でも咎められていなかった。また、張五諱は、男女が屋外で共に働くことで姦通につながるのとを考えを示したものの、実際には屋外で人足仕事や農耕に勤しんでいる女性は姦通事件を起こしていないと認識を改めている。寺廟や芝居に関する告示を見れば、地方官は男女が一緒の空間にいることはみだらな心の起き

る端緒であると考えている。そのような地方官が、男女が田畑で働くことを必ずしも風俗を乱すものと捉えなかったのは、苦勞して働いていれば善心が生まれ、安樂に過ごしていれば悪心が生まれるという考え方があったためであった。勤勞と、それによる家族への貢献があれば、男女が顔を合わせることを必ずしも避けなくても、責められないと考えられたのである。

一 『礼記』卷四四、昏義「敬慎重正、而后親之、礼之大礼、而所以成男女之別、而立夫婦之義也。男女有別、而后夫婦有義。夫婦有義、而后父子有親。父子有親、而后君臣有正。故曰、昏礼者礼之本也」。

二 年齢はすべて数え年である。

三 『礼記』卷二二、内則「七年、男女不同席、不共食」。

四 『礼記』卷二二、内則「女子十年不出。(恒居内也)」(括弧内は小字)。

五 『礼記』卷二二、内則「執麻枲、治絲繭、織紝組紃。学女事、以共衣服」。

六 『礼記』卷二二、内則「為宮室、辨外内。男子居外、女子居内」。

七 雍正年間以降、貞操を守れることを期待される女性の範囲がそれまでよりも拡大され、また貞淑な女性を養成することで家族、ひいては社会の秩序を守ろうとする清朝政府の方針が明確になった (Matthew Sommer,

Sex, Law and Society in Late Imperial China, Stanford University Press, 2000)。

八 五味知子「清代の告示からみた地方官と士民―『点石齋画報』を手掛かりに」『聖心女子大学論叢』一三四集、

二〇一九年、八頁。

- 九 エヴリン・ロウスキは、男性の三〇—四〇パーセント、女性の二—一〇パーセントがある程度の識字能力を有してゐたと述べている (Evelyn Sakakida Rawski, *Education and Popular Literacy in Ch'ing China*, University of Michigan, 1979, p.23)。
- 一〇 五味前掲「清代の告示からみた地方官と士民」一七頁。
- 一一 黄六鴻『福惠全書』卷二、発各告示、「凡諸曉諭宜明白簡切。勿以詞華是眩。所謂婦人童豎皆可知之者也」。
- 一二 張五緯『講求共濟錄』示、大名府任内頒發婦女犯法不能免罪示諭、「勸諭婦女莫犯法 犯法都要到公堂／首戒忤逆並謀故 碎刷死慘非常／還有一種淫婦女 偷情等漢艷梳粧／情密同逃名姦拐 聽從拐売実荒唐／多因夫主年紀老 或因結髮尚児郎／從此心離欲逃走 那計拿着受灾殃／千人衆目人人笑 還問這是誰女行／父母心如喫苦胆 受刑之外臭名揚」／は改行を示す。
- 一三 五味前掲「清代の告示からみた地方官と士民」一七頁。
- 一四 阿風『明清時代婦女的地位と権利』以明清契約文書、訴訟檔案為中心』北京・社会科学文献出版社、二〇〇九年、第五章では、女性と民事訴訟について論じている。女性と刑事裁判については、五味知子「清代における殺人事件の裁判と女性——楊乃武案を手掛かりに」『歴史学研究』九四六号、二〇一六年で論じた。
- 一五 清代を通じて、様々な演劇規制や検閲が命じられたが、それがただちに実行されたとは限らない (村上正和『清代中国における演劇と社会』山川出版社、二〇一四年、一四頁)。
- 一六 周際華『共城從政録』卷一、禁夜戲淫詞、「且使青年婦女塗脂抹粉、結伴觀場、竟置女紅於不問、而少年輕薄之子從中混雜、送目佻眉、最足為誨淫之漸」。
- 一七 左輔『念宛齋官書』卷四、禁革瓊州弊俗示、「一禁齋戲。齋戲一名土戲、又名白戲。最淫靡蕩志。男女竝觀

肩摩踵錯、敗俗傷風亦莫此為甚」。

一八 花鼓戲は鳳陽から始まった芸能で、銅鑼や鼓を用い、歌詞は猥褻なものや一家離散の苦勞をうたったものなどがある。

一九 裕謙『勉益齋偶存稿』巻二、荊州、禁唱演花鼓戲示 道光七年二月、「無知愚民亦竟成群結隊相聚而觀。甚至男女混淆喧嘩擁擠、大為人心風俗之害、久經示禁在案」。

二〇 雅爾圖『雅公心政録』巻二、檄示、為施教必先足民足民尤先除累事、「各家男女俱在戲場、門戸不謹、鼠窃易于生心」。

二一 雅爾圖『雅公心政録』巻二、檄示、為施教必先足民足民尤先除累事、「或男人在外、婦女独处、姦淫拐帶、往往由此」。

二二 周際華『共城從政録』巻一、勸減迎神会、「共城旧俗、每歲正月間、自城裏三関暨各村鎮争演神会、響器喧闐炮雷轟震、以致男女混雜、举邑若狂」。

二三 左輔『念苑齋官書』巻四、禁革瓊州弊俗示、「一禁迎神賽会……男女雜選、目挑心招、耗財蕩志、莫此為甚」。

二四 塚本義隆『中国近世仏教史の諸問題(塚本義隆著作集 第五巻)』大東出版社、一九七五年、二二五―二二八頁。

二五 明律の規定を引き継いだものである(塚本前掲『中国近世仏教史の諸問題』二二七頁)。

二六 明代の通俗小説においても、淫僧の話が多かったことについては、林雅清「明代通俗小説に描かれた悪僧説話の由来・仏教における「戒律」と「淫」の問題を手掛かりに」『京都文教短期大学研究紀要』四八集、二〇一〇年に詳しい。

二七 塚本前掲『中国近世仏教史の諸問題』二四二―二四三頁。乾隆帝は僧侶、道士も減らそうとしたが、はたし

て実際に年々に漸減したかは疑問である（塚本前掲『中国近世仏教史の諸問題』二四七頁）。尼僧についても、この政策によって実際にどの程度人数が減少したのかは不明である。

二八 李璋煜『視已成事齋官書』卷五、通飭查辦尼菴示、「孟子有云、女子生而願為之有家。父母之心、人皆有之。若將幼女少婦、送菴出家。即使克守清規、亦屬滅絕倫理。設竟不能自持、試問作何了局、為父母者、自問於心、安乎不安、忍乎不忍。自示之後、勒限三個月、凡屬年在三十以下各尼僧、不論已未薙髮、一概勒令還俗。有親屬者、聽其親屬領回挾配。即当日係売給老尼、其契亦作為廢紙、不准追其身價。無親屬者、或稟官、或由住持尼僧作主挾配、不准收留一口」。

二九 李璋煜『視已成事齋官書』卷五、通飭查辦尼菴示、「為尼者沿門托鉢、無男女之別、無禮儀之防」。

三〇 塚本前掲『中国近世仏教史の諸問題』二三四頁。

三一 『大清律例』札律、褻瀆神明、「若有官及軍民之家、縱令妻女於寺觀神廟燒香者、笞四十、罪坐夫男、無夫男者、罪坐本婦、其寺觀神廟住持及守門之人、不為禁止者、與同罪」。

三二 何素花「清初士大夫与婦女…以禁止婦女宗教活動為中心」『清史研究』二〇〇三年三期、六三頁。

三三 何前掲「清初士大夫与婦女」六二—六三頁。

三四 李璋煜『視已成事齋官書』卷二、禁婦女入廟燒香示「本署府風聞此間頗有婦女入廟燒香之事。曾經示禁在案。此皆妖僧惡道淫尼為禍福之說、蠱惑婦女、誑騙錢文」。

三五 雅爾圖『雅公、心政錄』卷四、檄示、為再行飭禁隔省進香之惡習以惜民財以正風俗事、「每年於正二月間千百為群、先至省會城隍廟申疏焚香、名曰掛号。然後分途四散遍行朝山男女雜還姦盜百出」。

三六 雅爾圖『雅公心政錄』卷一、檄示、為嚴禁婦女入廟燒香以端風化事、「蓋以婦女理宜靜守閨閣專功紡績。若

入廟燒香、則男女混雜、僧道惡少往往乘機設局、或哄誘欺姦、或拐帶逃匿、更有故意擁擠撒村綽趣百般凌辱。……爾等無論大家小戶、各當操持家務、無論蠶繅紡績、各宜專習女工、雖所入有限而一身之衣食可資。若任意嬉遊出入僧舍、倘一朝被玷畢世含羞、乃父乃夫何顏以對鄉井。且醜名難滅穢行易伝、即子若孫亦皆受人恥辱。

三七 『大清律例』 礼律、葬喪「其居喪之家、修齋設醮、若男女混雜（所重在此）、飲酒食肉者、家長杖八十」（括弧内は小字）。李璋煜『視己成事齋官書』 卷一、申明礼制示には全く同じ文章が載っている。

三八 上田早苗「漢代の家族とその労働・夫耕婦績について」『史林』 六二卷三号、一九七九年、三三五頁。また、戦国時代の思想家である孟子は養老に関する文章の中で、男性は耕作をし、女性宅地の壁の下に桑を植えて養蚕をし、鶏や豚を飼うという性別分業を示している（『孟子』 卷一三、尽心上）。またスーザン・マン『性からよむ中国史』 男女隔離・纏足・同性愛』 平凡社、二〇一五年、五〇―五二頁を参照。

三九 上田前掲「漢代の家族とその労働」 三三六頁。

四〇 周際華『共城從政録』 卷一、勸織、「窃念民以耕爲本、女以織爲業」。

四一 李伯重「從『夫婦并作』到『男耕女織』——明清江南農家婦女労働問題探討之一」『中国經濟史研究』 一九九六年三期、一〇六一―一〇七頁。鄭愛敏によれば、明清の農書七五種のうち、二二種（二八パーセント）に女性の農耕に関する記載があった（鄭愛敏「性別視野中明清社会經濟史内容的增補・以農業史、紡織業史、商業史、消費史為例」『中国文化研究所學報』（香港中文大學） 五二期、二〇一一年、一〇六頁）。

四二 宋代の文献には綿花に言及するものが多く見られ、明代後期には綿花が全国に広まって、綿布の衣服が普及した。白馥蘭（フランチェスカ・ブレイ）、江湄・鄭京力「訳」『技術与性別・晚期帝制中国的權力経緯』

江蘇人民出版社、二〇〇六年、一六五頁（原書：Francesca Bray, *Technology and Gender: Fabrics of Power in Late Imperial China*, University of California Press, 1997）。

四三 白前掲『技術与性別』一六八頁。

四四 左輔『念宛齋官書』卷一、合肥広農利示、「吳中婦女日織布三丈、除衣著兒女外、餘布売以養家。爾等民婦須学勤織、以助農耕。且核可搾油、渣可打餅飼牛肥田、於農有益」。

四五 左輔『念宛齋官書』卷一、合肥広農利示、「爾等民婦須効之」。

四六 左輔『念宛齋官書』卷二、種棉花示。

四七 周際華『海陵從政錄』卷一、勸民十約、「買綿紡線、費少功多」。

四八 先行研究によれば、清代の華北内陸部の大半の地域では在来の綿業や蚕糸業が発展せず、地方官の中には紡織教習をおこなう者もいた（山本進『清代の市場構造と経済政策』名古屋大学出版会、二〇〇二年、二三〇頁）。

四九 左輔『念宛齋官書』卷二、再諭婦女入局学織示、「復於家鄉延紡織女師四名來州、設局尽心教習。乃設局以來、僅有稚女進局学紡、而学織婦人來者寥寥、旋又回去。豈懶惰不知自勉耶。抑有所避忌耶。本州開局女師常住局中、示禁男人不許擅入。一切器具供応費用皆捐俸備辦、不煩來学者花費一文。近者朝至暮歸、遠者常住局内、随女師飲食、俱無不便」。

五〇 周際華『共城從政錄』卷一、勸織、「茲本県於城之西街先設機坊一处、置機床二座紡車三十架。覓善織者每月給以工食以為之師。所有貧家幼女自十歲以外十三歲以内、有願学者以三十人為額、即至機坊学習」。周際華『海陵從政錄』卷一、招習紡織にも、寄付によって紡局を作り、女性教習二名を雇い、一一歳から一三歳の女兒を三〇人選び、紡織を教える、と同じような政策を記している。

五一 周際華『海陵從政錄』卷一、勸紡織、「夫女子之性不勤則淫。敬姜所謂勞則善心生、逸則惡心生、其理其勢有必然者」。

五二 劉向『列女伝』卷一、母儀伝、魯季敬姜、「昔、聖王之処民也、抆瘠土而処之、勞其民而用之。故長王天下。

夫民勞則思、思則善心生。逸則淫、淫則忘善、忘善則惡心生。沃土之民不材、逸也。瘠土之民嚮義、勞也」。

五三 清水盛光「中国に於ける看青と落穂拾ひの俗について」『東光』七号、一九四九年、五一—五頁。

五四 宣統『山東通志』卷一九一、国朝列女、東昌府博平県、「徐建妻王氏。家貧歲飢、建及子並遠出不歸、舅姑衰老、

王乞諸戚里間得少米或糗糧、以奉親。餘乃自食。及麦秋往拾麦積巨束負之帰、投地氣絶。鄉人哀而葬之」。

五五 雅爾函『雅公心政録』卷三、爲飭禁婦女成群搶麦以正風俗事、「今聞近年以來日漸縱肆、竟有强悍之婦携男

挈女百十爲群、地主甫經刈割、即圍繞于鎌刀左右、或盜取未割之穂、或偷窃已割之麦、更有于網縛裝車之時、偶有遺落、即不容地戸自拾、肆行搶取者、甚屬不法」。

五四 周際華『共城從政録』卷一、禁拾麦、「乃輝邑之俗不惟老婦與寡婦爲之、即青年婦女無論富貧、類皆遊手好

間不勤紡織、一朝麦熟、遂呼群引類阡陌充盈、恬然不以爲恥」。

五七 張五諱『講求共濟録』示、大名府任内頒發示禁男婦闌花等項（積習各条講解示諭）、「一、民間麦熟、收穫之時、

婦女藉称拾麦、恃衆強搶、男女混雜。一、民間花熟、摘収之時、有婦女恃衆強搶、名曰闌花、亦有男女混雜之事。……近日以拾麦撿花爲婦女心做之事、使之無地不到、無人不見。一回生、二回熟、自然亡廉恥、又何事不可爲」。

五八 張五緯『未能信録』卷三、論勞逸苦樂、「凡夫、無論冬夏皆帶草帽、女則尤需赤足露腿女装。……在少婦初

出之時、猶以青布沿帽、藉以稍別男女。繼因碍眼難行且日久老成、亦遂併此而去。……次年戊申、芒種勸農、

余親歷鄉村、見數処婦女赤足南畝、力作耕耘、意謂此即去冬常見帶帽之夫耳。隨問之從人、答曰此係自作其田、尚非自食其力者也。……此固由於地瘠民貧、斷不能挽之使異、第混雜中之淫亂、事所必然、守土者詎得視之漠然乎。爰是存以待其犯而懲戒之、因無控者、心甚怪之、猶謂是世俗皆不以為怪者也。乃察至數月、實無其事。可見凡易亂之境、必乘其可亂之機、機動於念、念萌於逸、逸則淫、勞則思、此固勞極而疲、且並無所思矣。君子思則善心生、小人無所思則惡心不生」。

五九 李彦章『潤經堂自治官書』卷一、勸農示 道光七年、「男逸女勞事最倒置。夫既游手婦易跳冠」。賓州勸農示には同じ文章が、慶遠府勸諭農民示にもほぼ同じ文章が出てくる。

六〇 李彦章『潤經堂自治官書』卷一、勸農示 道光七年、「婦女雖能勞力、但可令學紡織之事、勿使出墟」。賓州勸農示にもほぼ同じ文章が出てくる。

六一 李璋煜『視已成事齋官書』卷三、禁婦女冶遊示、「或勤紡織、或助耕耘、或司庖廚、或習針黹、須克勤而克儉」。

